

埼玉西部環境保全組合職員の特殊勤務手当に関する規則

制定 平成15年 3月31日 規則第4号

改正 平成21年 3月 4日 規則第2号

埼玉西部環境保全組合職員の特殊勤務手当に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（手当の名称と支給額）

第2条 条例第2条で定める職員に支給される手当の名称及び支給額等は、別表のとおりとする。

（特殊勤務命令書）

第3条 職員が特殊勤務に従事するときは、様式第1号の特殊勤務命令書に所要事項を記入し、かつ、これを保管するものとする。

（支給日）

第4条 特殊勤務手当は、当月の給料期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。

（支給制限）

第5条 同日に日額を支給する二つ以上の特殊勤務に従事する場合は、手当額の高い方のみを支給する。

2 業務に従事する時間が1日につき4時間未満の場合は、当該手当額に100分の60を乗じて得た額を支給する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の別表（第2条関係）施設業務手当の項中「300円以内」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成21年4月1日から平成22年3月31日	1,000円以内
平成22年4月1日から平成23年3月31日	600円以内

第5編 給与（埼玉西部環境保全組合職員の特殊勤務手当に関する規則）

別表（第2条関係）

手当の名称	支給を受ける者の範囲	支給区分	手 当 額
施設業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・資源物の収集・運搬作業に従事した職員 ・ごみ・資源物の中間処理作業に従事した職員 ・ごみ検査に従事した職員 ・ごみ焼却及び資源化処理プラントの点検及び検査に従事した職員 ・その他ごみ・資源物の処理に直接従事した職員 	日 額	300 円以内
年末等勤務手当	12月29日から12月31日まで及び管理者が定める日に勤務した一般行政職員	日 額	3,700 円
	12月29日から12月31日まで及び管理者が定める日に勤務した技能労務職員		4,400 円

第5編 給与（埼玉西部環境保全組合職員の特殊勤務手当に関する規則）

様式第1号（第3条関係）

特殊勤務命令書（ 月分）

（ 枚のうち 枚）

命令印	命令日	従事日	従 事 時 間	特殊勤務の内容	手 当 額	備 考
	/	/	午前・後 : ～午前・後 :		円	
	/	/	午前・後 : ～午前・後 :			
	/	/	午前・後 : ～午前・後 :			
	/	/	午前・後 : ～午前・後 :			
	/	/	午前・後 : ～午前・後 :			
	/	/	午前・後 : ～午前・後 :			
	/	/	午前・後 : ～午前・後 :			
	/	/	午前・後 : ～午前・後 :			

所属		職名		氏名	
----	--	----	--	----	--

合 計	円
金 額	